

## 電力契約書（案）

大牟田市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、大牟田市本庁舎等、本庁舎南別館及び本庁舎北別館の電力需給について、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第1条 発注者及び受注者は、この契約に基づき、別紙仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

- 2 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができるものとする。この場合において、発注者及び受注者は、すでに行った請求等を書面に記載し、これを相手方に交付しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、この契約の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、別紙仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この契約の期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に関わる訴訟の提起又は調停の申し立てについては、日本国の裁判所をもって発注者の地域を管轄する管轄裁判所とする。

### （目的）

第2条 受注者は、別紙仕様書に基づき大牟田市本庁舎等、本庁舎南別館及び本庁舎北別館の電力を需要に応じて供給し、発注者は、当該電気の供給を受け、自己の必要に応じて使用するものとする。

### （契約期間）

第3条 契約期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約としての期間）とする。

(契約金額)

第4条 契約金額は、別表契約単価明細の金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)のとおりとす。

(契約保証金)

第5条 発注者は、受注者に対して、大牟田市契約規則(平成2年規則第26号)第23条の2第3号の規定により契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 発注者及び受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第7条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量を増減することがある。

(接続供給契約等により生じる債務の負担)

第8条 受注者が九州地区の一般送配電事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に定める者をいう。以下「一般送配電事業者」という。)と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約等によって生じる料金その他の金銭債務(発注者に起因し生じる金銭債務を除く。)は、受注者が負担するものとする。

(契約電力の決定)

第9条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500キロワットを超えて変更する必要がある場合は、最大需要電力等をもとに発注者と受注者の協議により定めることとする。

(契約電力の変更)

第10条 契約電力を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、これを変更することができる。

(使用電力量の計量)

第11条 受注者は、毎月末日の24時に計量器に記録された値を基に、一般送配電事業者から提供を受けた使用電力量(前月の計量から当月の計量までの使用電

力量をいう。)を発注者に通知しなければならない。

2 電力量料金の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

(契約単価の変更)

第12条 この契約の締結後、受注者の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必要が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを改定することができるものとする。

2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正による消費税率の変動があった場合は、相当額を加減して契約単価を算出する。

(代金の支払い等)

第13条 受注者は、第11条第1項の計量結果の通知後、当該月に係る電気料金の支払いを請求することができる。

2 前項に規定する電気料金は、別表契約単価明細の基本料金単価に契約電力を乗じて得た額(以下「基本料金」という。)、別表契約単価明細の電力量料金単価に当該月における使用電力量を乗じて得た額、燃料費調整単価に当該月における使用電力量を乗じて得た額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金単価に当該月における使用電力量を乗じて得た額の合計の額とする。

3 前項に規定する燃料費調整単価及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金単価は、みなし小売電気事業者が定める供給条件等によるものとする。

4 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなければならない。ただし、受注者がみなし小売電気事業者にあつては、受注者の供給条件等に「支払期日」の定めがあるときは、当該期日までに電気料金を支払うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促を促し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間内に経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があつても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 供給日までに電力を供給しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 供給日までに電力を供給することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が電力の供給を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、大牟田警察署からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人等であるとき。
- (2) 暴力団員が実質的に運営している法人等であるとき。
- (3) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条 受注者は、次の各号のいずれに該当するときは、契約期間に係る契約単価に予定数量を乗じて得た額（以下「予定総額」という。）の10分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として、発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について不履行となった場合
- 2 次の各号に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(損害賠償等)

- 第17条 第14条及び第15条の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者は受注者にこれにより生じた損害賠償を請求することができる。
- 2 違約金は、発注者に生じた直接及び間接の損害の額が前条に規定する違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(談合等不正行為に対する発注者の解除権及び違約金)

- 第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。
- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に規定する違反する行為（受注者を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下、「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除命令を行い、かつ、当該排除命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定により刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約が解除されたときは、契約期間に係る予定総額の10分の2に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として、発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

3 前条の規定は、第1項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(歳出予算における契約の変更又は解除)

第19条 この契約を締結した翌年度以降において、歳出予算の当該金額の減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を変更し、又は解除できるものとする。

2 前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者に対しその損害を請求することができる。この場合における損害賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(受注者による解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義の決定等)

第22条 受注者は、この契約に定めるもののほか、発注者の指示した仕様書及び大牟田市契約規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

2 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関し、疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、解決するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年 月 日

発注者 住 所 大牟田市有明町2丁目3番地

代表者 大牟田市長 関 好 孝 印

受注者 住 所

商号又は名称

代表者名 印